

平成29年度事業計画

基本方針

本協会の定款に掲げる目的を達成するため、以下の事業を推進し、公益法人としての社会的使命を果たす。

(1) 法定事業の推進

官公署から依頼を受けた不動産の表示に関する嘱託登記業務の適正且つ迅速な業務処理に務め公共事業の推進に寄与する。

(2) 関連事業の推進

不動産登記法第14条第1項地図作成作業の推進及び地籍調査事業等への積極的な参画を行う。

(3) 自主事業の推進

本協会が掲げる自主事業の成果の増大に務めると共に 更なる事業内容の分析、検討を行う。

(4) 受託体制の充実

常に適正且つ迅速な業務処理方法を追求し、事業目的を達成するために法人として自己研鑽を図る。

(5) 組織運営の充実と改革及び対外啓発活動の実施

コンプライアンス、ガバナンスを常に意識した組織運営に心がけると共に、官公署はじめ関連する他団体への積極的な情報収集や発信を行う。

(6) その他基本方針を達成するために行う事業の推進及び検証

詳細は以下による。

1、総務・経理部関係

(1) 総務部事業計画

当協会の事業計画基本方針を達成するために、法人法、認定法及び当協会の定款・規則・規程に則って以下の事業を実施することにより広く社会から信頼される法人た
るべく適正な運営を行う。

①役員研修・社員研修及び職員研修を徹底する。

②定款・各種規則・規程を常時確認し、法律等の改正との整合性を図る。

③当協会の監督官庁である滋賀県の公益認定相談窓口より運営等において相談、指導を仰ぐ。

④各種備付書類及び帳簿関係の整理を行い、事務の効率化を図る。

⑤ホームページを更新して常に新しい情報を発信する。

⑥社員からの各種報告事項の徹底を行い、協会としての対処の迅速化を図る。

- ⑦委員会制度の充実を図り、各社員の組織への帰属意識向上と組織としての更なる効率的かつ迅速、適正な活動を目指す。
- ⑧県内最大の土地家屋調査士の専門家集団としての災害時緊急支援体制の確立を行うとともに、防災、減災に向けた提案を行う。
- ⑨防災、災害支援に関する研修会の開催を検討する。
- ⑩滋賀県土地家屋調査士会・滋賀県土地家屋調査士政治連盟との意見交換会を実施し、調査士制度における当協会の行う調査士業務において更なる助言を受ける。
- ⑪全公連・近公連会議への参加を行い、事業活動のための情報収集を行う。
- ⑫顧問弁護士と協会運営における各種法律解釈等の相談を行う。
- ⑬マイナンバー等の個人情報、書類および機器の適正な管理並びに報告や社員との迅速な連絡体制の実施を図る。
- ⑭対外的な信用を保持するべく社員名簿を更新する。
- ⑮上記①から⑭に掲げる事業に対する定期的検証及び理事会での報告の徹底を図る。

(2) 経理部事業計画

公益法人会計基準を遵守し、円滑な事業活動が実施できるよう適正なる会計処理を行うために以下の事業を実施する。

- ①適正な予算執行と資金繰り状況の把握を行い、事業推進の円滑な実施を図る。
- ②公益法人としての活動を実施するための各部からの意見を収集し、事業支出での適正なる対応を行う。
- ③公益事業会計において、収支相償を常に意識した会計処理を図る。
- ④公益事業会計及び法人会計のより適切な配賦基準を検討する。
- ⑤顧問税理士と協議を行い適正なる会計処理を図る。
- ⑥インターネットバンキングの利用により入出金、残高のチェックを行い、事務局にて適正な会計処理が行われるよう監督を行う。
- ⑦上記①から⑥に掲げる事業に対する定期的検証及び理事会での報告の徹底を図る。

2、業務・事業推進関係

(1) 業務部事業計画

当協会の基本方針に則り、不特定多数の国民の不動産における権利の明確化に寄与することを目的として以下の事業を実施する。

- ①法定事業の迅速かつ正確な実施を行うために、担当社員からの各種報告事項を徹底し、業務への関与の徹底を行う。
- ②成果品のデータ収集を行い、協会におけるデータ管理の安全性を図る。
- ③関連事業における地図作成業務への支援体制を行い、地図整備事業への貢献を図る。
- ④自主事業を推進することにより、広く県民の不動産における権利の明確化を図る。
 - ア 無料登記相談を実施し、官公署等の行う事業の速やかなる安定に寄与する。

イ 基準点亡失調査及び地図作成地域の調査及び公開を行い、認定登記基準点設置に向けた活動を通じて、不動産取引の安全性に寄与する。

ウ 境界標識、引照点の積極的な設置を実施しデータ管理を行うことにより不動産の現地特定に寄与する。

エ 研修会を実施し、広く県民に対して登記制度、地図制度の普及を行う。

⑤オンライン申請の推進を行うことにより、法務行政への寄与を図る。

⑥上記①から⑤に掲げる事業に対する定期的検証及び理事会での報告の徹底を図る。

(2) 事業推進部事業計画

当協会の基本方針に則り、事業の推進を行うために業務部と連携して以下の事業を実施する。

①受託契約に関する事項

法第14条1項地図作成作業及び地籍調査事業への支援

大規模事業への参画

契約先関係各課へのさらなる制度の啓発

未契約市町への継続的提案

②研修会・講演会及び社員教育に関する事項

報酬額運用基準の研究

成果品管理の研究

業務事務処理システムの研究・検討

外部研修への講師派遣

防災、災害支援に関する研修会開催

業務担当社員への助言・支援

③協会外部との協議会、研修会に関する事項

基準点の設置、公開の研究

近公連、全公連主催の研修会への参加

④広報に関する事項

自主事業の推進

・引照点等の基準点設置

・境界標の埋設

・地図作成地区の公開等

調査士会主催の研修会への協賛

⑤新たな業務開発に関する事項

業務開発に関する研究

⑥上記①から⑤に掲げる事業に対する定期的検証及び理事会での報告の徹底を図る。